

御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の設置について

1 設置の目的

(1) 国の状況

- 「まち・ひと・しごと創生法」が施行（H25.11.28）
 - ・ 少子高齢化の進展への的確な対応と人口減少への歯止め
 - ・ それぞれの地域で住みよい環境を確保し将来にわたって活力ある日本社会を維持
- ⇒ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略・長期ビジョン」策定（H26.12.27 閣議決定）

地方自治体に対し「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」策定を努力義務

- ◇ 地方自治体は、国の戦略を勘案する
- ◇ 都道府県と市町村は、十分な意見交換や協議のうえ連携して作成する
- ◇ 将来人口の推計と分析・考察を行う
- ◇ 戦略策定に当たっては幅広い年代層の住民をはじめ“産官学金言労”など広く意見を反映する

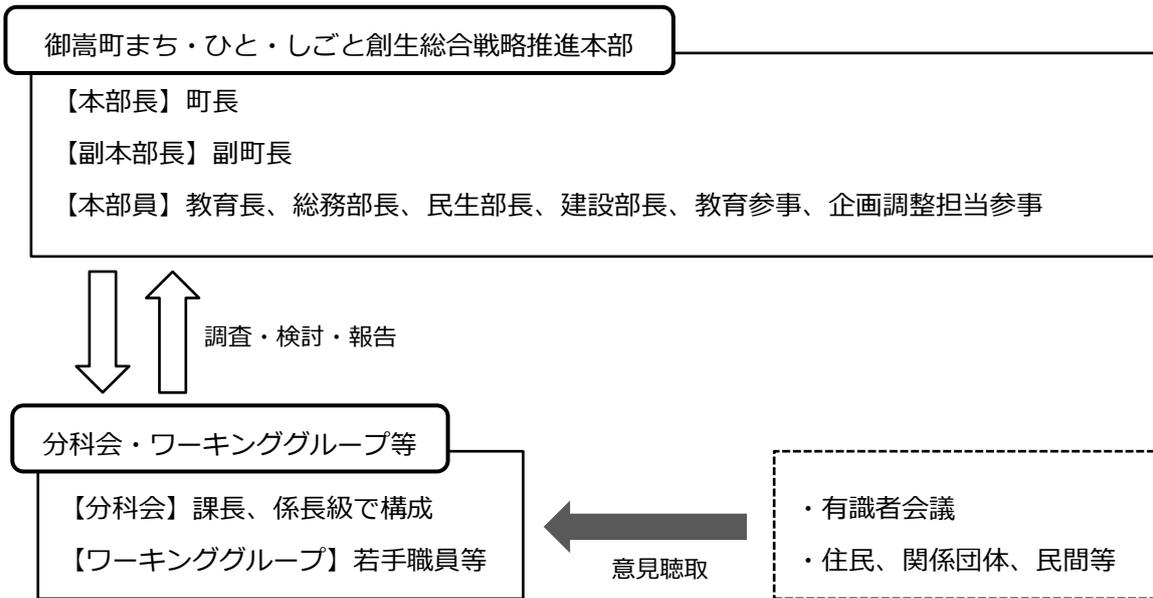
(2) 本町の対応

- 「御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を設置する
 - ・ 人口減少社会を見据えた取組みの全庁的協議
 - ・ 全ての人々が将来に夢と希望を持ち、更なる発展を目指すことができる持続可能な御嵩の創造へ向けた基盤づくり

2 推進本部の所掌事務

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「総合戦略等」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略等に関する重要な施策の企画及び立案に関すること。
- (3) 総合戦略等に関する情報収集並びに共有及び提言に関すること。
- (4) 総合戦略等における庁内の各種計画及び施策との調整に関すること。
- (5) その他総合戦略等に関し必要と認める事項に関すること。

3 推進本部の構成



4 想定スケジュール ※現段階での見込

5月12日(火)	庁議、第1回推進本部会議開催
5月22日(金)	総合戦略策定支援事業者プロポ審査→契約
5月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動向調査、人口推計・影響分析等 ・有識者会議、住民意見交換会、若手職員ワーキング等 ・原案作成、議員説明、パブリックコメント等 随時、有識者会議、住民との意見交換の場を設け、参画を得る

※町長選挙のため、6月12日～7月5日までは町長不在期間

○平成27年10月をめどに「御嵩町総合戦略」の策定を目指す

※まち・ひと・しごと創生法…平成27年度内に策定

※地方創生関連交付金の上乗せ加算分、10月末までに策定した市町村に1,000万円(目安)

○早急に戦略に伴う交付金事業の立案(対象事業等、詳細は別紙)

※タイプ1…3,000万～5,000万(2事業まで申請可能)→事業立案

タイプ2…戦略策定に伴うもの 目安1,000万円→事業立案

※8月14日(タイプ2)、8月31日(タイプ1)までに実施計画と交付申請提出